個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">就学援助申請者一覧</td></tr>
<tr><td>行政機関の名称</td><td colspan="2">安芸高田市教育委員会</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</td><td colspan="2">教育委員会事務局教育総務課</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">就学援助費支給の認定事務</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">1.氏名、2.住所、3.性別、4.生年月日、5.保護者、6.学校名、7.学年、8.世帯の状況、9.収入</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">就学援助申請者</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">就学援助申請者</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">含まない</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">無</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）教育委員会事務局教育総務課</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所在地）安芸高田市吉田町吉田 761 番地</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☑法第 60 条第 2 項第 1 号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第 60 条第 2 項第 2 号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第 21 条第 7 項に該当するファイル
□有　　☑無</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2">非該当</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2">－</td></tr>
</table>

別紙

個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">保護者連絡システム用名簿</td></tr>
<tr><td>行政機関の名称</td><td colspan="2">安芸高田市教育委員会</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</td><td colspan="2">教育委員会事務局学校教育課</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">児童生徒の保護者への連絡、アンケートの実施
児童生徒の出欠状況及び健康状態の確認</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">1.氏名、2.学年、3.組、4.保護者氏名、5.児童生徒との続柄、6.保護者のメールアドレス、7.出欠状況、8.健康情報</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">安芸高田市立小中学校に在籍する児童生徒及びその保護者</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">教職員及び保護者による登録</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">含まない</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">なし</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）教育委員会事務局学校教育課</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所在地）安芸高田市吉田町吉田 761 番地</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☑法第 60 条第 2 項第 1 号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">☐法第 60 条第 2 項第 2 号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第 21 条第 7 項に該当するファイル
☐有　　☑無</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2">非該当</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

別紙

個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">学齢簿</td></tr>
<tr><td>行政機関の名称</td><td colspan="2">安芸高田市教育委員会</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</td><td colspan="2">教育委員会事務局学校教育課</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">学校教育法施行令に基づく学齢簿の作成及び就学事務のため</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">1.氏名、2.住所、3.性別、4.生年月日、5.国籍、6.続柄、7.保護者 8.学校名、9.転入学・卒業の年月日、11.異動事由</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">学齢児童及び生徒</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">学校教育法施行令第1条の規定により住民基本台帳から収集</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">含まない</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">無</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）教育委員会事務局学校教育課</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所在地）安芸高田市吉田町吉田761番地</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☑法第60条第2項第1号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">☐法第60条第2項第2号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第21条第7項に該当するファイル
☐有　　☑無</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2">非該当</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2">－</td></tr>
</table>

別紙

個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">統合型校務支援システムデータ</td></tr>
<tr><td>行政機関の名称</td><td colspan="2">安芸高田市教育委員会</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</td><td colspan="2">教育委員会事務局学校教育課</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">児童生徒の学籍情報、成績情報及び健康情報管理のため</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">1.氏名、2.学年、3.組、4.生年月日、5.性別、6.外国籍、7.正式名、8.住所、9.電話番号、10.FAX 番号、11.入学前学校・幼稚園、12.転入・編入情報、13.転出・退学・卒業情報、14.保護者氏名、15.保護者正式名、16.保護者生年月日、17.保護者住所、18.保護者電話番号、19.保護者 FAX 番号、20.兄弟情報、21.備考情報、22.出欠状況、23.成績情報、24.健康情報、25.各種アカウント情報</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">安芸高田市立小中学校に在籍する児童生徒</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">保護者からの届出
教育委員会、教職員による調査・記録
学校医、在籍前学校からの提供・通知</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">含まない</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">進学先学校、転出先学校、教育委員会</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）教育委員会事務局学校教育課</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所在地）安芸高田市吉田町吉田 761 番地</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☑法第 60 条第 2 項第 1 号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第 60 条第 2 項第 2 号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第 21 条第 7 項に該当するファイル
□有　　☑無</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2">非該当</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

別紙

個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">社会体育施設及び学校開放施設に係る施設利用申請書受理・許可書の発行に関する事務</td></tr>
<tr><td>行政機関の名称</td><td colspan="2">安芸高田市教育委員会</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</td><td colspan="2">教育委員会事務局生涯学習課</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">施設利用の管理・使用料金の徴収及び減免</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">１．氏名　　２．住所</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">安芸高田市内外の申請者</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">施設利用者の利用申込書</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">含まない</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">なし</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）教育委員会事務局生涯学習課</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所在地）安芸高田市吉田町吉田 761 番地</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☐法第 60 条第 2 項第 1 号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">☑法第 60 条第 2 項第 2 号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第 21 条第 7 項に該当するファイル
☐有　　☐無</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2">非該当</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2">―</td></tr>
</table>

別紙

個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">あきたかた市民セミナー参加者関係ファイル</td></tr>
<tr><td>行政機関の名称</td><td colspan="2">安芸高田市教育委員会</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</td><td colspan="2">教育委員会事務局生涯学習課</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">市民セミナー参加者の受付、参加者への連絡、参加負担金領収書発行のため</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">1.氏名、2住所、3.電話番号、4.年齢、5.保護者氏名、6.学校名</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">安芸高田市在住・在勤・在学の者</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">窓口受付（申込書）、電話受付（聞取り）、インタネットによる受付</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">含む</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">なし</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）教育委員会事務局生涯学習課</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所在地）安芸高田市吉田町吉田761番地</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☐法第60条第2項第1号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">☑法第60条第2項第2号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第21条第7項に該当するファイル
☐有　　☐無</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2">非該当</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2">―</td></tr>
</table>

別紙

個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">「あきたかた二十歳のつどい」対象者名簿</td></tr>
<tr><td>行政機関の名称</td><td colspan="2">安芸高田市教育委員会</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</td><td colspan="2">教育委員会事務局生涯学習課</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">「あきたかた二十歳のつどい」開催等の通知、記念品送付のため</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">1.氏名、2.性別、3.生年月日、4.住所</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">「あきたかた二十歳のつどい」対象者</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">住民基本台帳、職員が調査等したもの</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">含まない</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">なし</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）教育委員会事務局生涯学習課</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所在地）安芸高田市吉田町吉田 761 番地</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">なし</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☑法第 60 条第 2 項第 1 号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第 60 条第 2 項第 2 号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第 21 条第 7 項に該当するファイル
□有　　☑無</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2">非該当</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2">―</td></tr>
</table>

別紙

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	高齢者大学生名簿	
行政機関の名称	安芸高田市教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育委員会事務局生涯学習課	
個人情報ファイルの利用目的	高齢者大学の受講資格確認。 高齢者大学講座の開催案内を、開催月に自宅に送付する。 高齢者大学講座開催の際の受付名簿。 講座日程が急遽変更になった場合などの緊急連絡先として利用。	
記録項目	1.氏名、2.住所、3.年齢、4.電話番号、5.行政区	
記録範囲	高齢者大学申込書を提出した者	
記録情報の収集方法	本人から提出された申込書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）教育委員会事務局生涯学習課	
	（所在地）安芸高田市吉田町吉田761番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	ー	
個人情報ファイルの種別	□法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☑法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル □有　　□無	
行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地	ー	
行政機関等匿名加工情報の概要	ー	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	ー	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	ー	
備考		

別紙

個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">図書館レファレンスサービス処理ファイル</td></tr>
<tr><td>行政機関の名称</td><td colspan="2">安芸高田市教育委員会</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</td><td colspan="2">教育委員会事務局生涯学習課</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">レファレンスサービスの対応のため
レファレンスサービスの処理内容を記録・保存するため
（レファレンスサービス：図書館で、資料・情報を求める利用者に対して提供される文献の紹介・提供などの援助のこと）</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">1.氏名、2.住所、3. 電話番号(自宅・お太助フォン・携帯)、4.FAX 番号、5.メールアドレス</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">図書館利用者</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">窓口受付、電話受付、文書による受付（ファックス・電子メール・郵送）</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">含まない</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">なし</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）教育委員会事務局生涯学習課</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所在地）安芸高田市吉田町吉田 761 番地</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☐法第 60 条第 2 項第 1 号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">☑法第 60 条第 2 項第 2 号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第 21 条第 7 項に該当するファイル
☐有　　☐無</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2">非該当</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2">―</td></tr>
</table>

別紙

個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">図書館資料寄贈申込者ファイル</td></tr>
<tr><td>行政機関の名称</td><td colspan="2">安芸高田市教育委員会</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</td><td colspan="2">教育委員会事務局生涯学習課</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">図書館資料の寄贈者への対応のため
図書館資料の寄贈申込者を記録・管理するため</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">1.氏名、2.住所、3. 電話番号(自宅・お太助フォン・携帯)</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">図書館へ資料の寄贈を希望する者</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">窓口受付、電話受付、文書による受付（ファックス・電子メール・郵送）</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">含まない</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">なし</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）教育委員会事務局生涯学習課</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所在地）安芸高田市吉田町吉田 761 番地</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☐法第 60 条第 2 項第 1 号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">☑法第 60 条第 2 項第 2 号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第 21 条第 7 項に該当するファイル
☐有　　☐無</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2">非該当</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2">―</td></tr>
</table>

別紙

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	図書館資料予約・リクエスト関係ファイル	
行政機関の名称	安芸高田市教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育委員会事務局生涯学習課	
個人情報ファイルの利用目的	図書館資料の予約・リクエストの受付・対応のため 図書館資料の予約・リクエストの内容を記録・保存するため	
記録項目	1.氏名、2.電話番号(自宅・お太助フォン・携帯)、3.メールアドレス、4.FAX 番号、5.勤務先電話番号	
記録範囲	図書館利用者	
記録情報の収集方法	窓口受付（申込書)、OPAC による受付、インターネットによる受付	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）教育委員会事務局生涯学習課	
	（所在地）安芸高田市吉田町吉田 761 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☑有　　□無	
行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地	―	
行政機関等匿名加工情報の概要	―	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	―	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	―	
備考	―	

別紙

個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">図書館利用登録者ファイル</td></tr>
<tr><td>行政機関の名称</td><td colspan="2">安芸高田市教育委員会</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</td><td colspan="2">教育委員会事務局生涯学習課</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">図書館利用者の記録及び管理を行うため</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">1.氏名、2.性別、3.生年月日、4.住所、5. 電話番号(自宅・お太助フォン・携帯)、6.FAX 番号、7.メールアドレス、8.保護者氏名、9.学校名</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">安芸高田市在住・在勤・在学の者、広島広域都市圏に含まれる 28 市町の居住者</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">利用希望者から提出された申込書</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">含まない</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">なし</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）教育委員会事務局生涯学習課</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所在地）安芸高田市吉田町吉田 761 番地</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☑法第 60 条第 2 項第 1 号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第 60 条第 2 項第 2 号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第 21 条第 7 項に該当するファイル
☑有　　□無</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2">非該当</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2">―</td></tr>
</table>

別紙

個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">青少年教育事業参加者関係ファイル</td></tr>
<tr><td>行政機関の名称</td><td colspan="2">安芸高田市教育委員会</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</td><td colspan="2">教育委員会事務局生涯学習課</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">青少年教育事業参加者の受付、参加者への連絡、参加負担金領収書発行のため（子ども自然体験教室、放課後子ども教室）</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">1.氏名、2.生年月日、3.住所、4.性別、3.電話番号、6.保護者氏名、7.学校名</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">安芸高田市内在学の者、その保護者</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">窓口受付（申込書）、電話による受付（聞取り）</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">含む</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">なし</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）教育委員会事務局生涯学習課</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所在地）安芸高田市吉田町吉田 761 番地</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☐法第 60 条第 2 項第 1 号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">☑法第 60 条第 2 項第 2 号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第 21 条第 7 項に該当するファイル
☐有　　☐無</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2">非該当</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2">―</td></tr>
</table>

別紙

個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">文化財保護事務ファイル</td></tr>
<tr><td>行政機関の名称</td><td colspan="2">安芸高田市教育委員会</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</td><td colspan="2">教育委員会事務局生涯学習課</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">文化財保護事務において、指定申請や現状変更などの手続きの際に指定文化財所有者を把握し、手続きの連絡を取るため。主に指定文化財にかかわる指定の申請、所有者等の変更等に係る届出、滅失（損傷・亡失）に係る届出、所在の変更に係る届出、現状の変更に係る届出、指定同意書を提出してもらう際に使用。</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">1.氏名、2.性別、3.生年月日等、4.住所、5.本籍・国籍、6.続柄、7.婚姻、8.財産状況、9.電話番号、10.</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">指定文化財所有者</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">本人から提出された書類、公務で申請し得た登記事項証明書、本人、親族、本人以外、住民基本台帳、他の官公庁からの聞き取り</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">含まない</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">広島県教育委員会、文化庁</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）教育委員会事務局生涯学習課</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所在地）安芸高田市吉田町吉田 761 番地</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☐法第 60 条第 2 項第 1 号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">☑法第 60 条第 2 項第 2 号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第 21 条第 7 項に該当するファイル
☐有　　☐無</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2">非該当</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

別紙